

食中毒注意報発令要領

平成16年 4月27日 施行

平成20年 5月27日 改正

平成21年 5月26日 改正

平成28年 1月 5日 改正

第1 目的

食中毒の発生が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という。）を発令し、県民及び食品取扱者に対し食品衛生に関する注意を喚起することによって、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生の知識の高揚を図る。

第2 注意報の発令者

愛媛県・松山市

第3 注意報の発令条件及び発令区域

注意報は、次のいずれかに該当するとき、県下一円を一括して発令する。

- 1 原則として6月1日から9月30日の間で、別表1及び別表2にあげられる気象条件が満たされた場合。
- 2 同一原因物質による食中毒が、同一時期（概ね2週間）に続発した場合。
- 3 感染性胃腸炎の患者報告数が別表3に掲げる条件を満たしたとき。

第4 注意報の発令業務

- 1 愛媛県・松山市において、注意報発令について次の業務を行う。
 - (1) 保健福祉部健康衛生局薬務衛生課において第3の1の発令に必要な基礎資料を松山地方気象台の気象観測データ、沿岸海況情報システム（愛媛県）及び愛媛県感染症情報から収集し、さらに集計・解析を行う。
 - (2) 注意報の発令を決定したときは、ただちにその旨を関係部局、各保健所、市町村、関係団体及び報道機関等に連絡する。
- 2 保健所並びに食品衛生推進員においては、注意報の発令の通報を受けた時、ただちに次の業務を行う。
 - (1) 関係機関への通報
保健所は注意報が発令されたこと及び食品衛生上の注意等を管内関係団体、関係機関等に連絡する。
 - (2) 食品取扱者に対する広報および指導
保健所並びに食品衛生推進員は、必要に応じ飲食店等に周知徹底し、監視指導並びに助言指導を行う。
 - (3) 地域住民に対する広報
保健所並びに食品衛生推進員は、注意報発令期間中必要に応じて食中毒防止に関し広報活動を行い事故防止の徹底を図る。

第5 注意報発令条件の検証

第3の別表1、別表3に掲げる注意報の発令条件は、年度ごとに検証を行い、必要に応じてその都度見直しを行う。

別表 1

発令条件	注意報の有効期間	対 象
原則として次の気象条件がすべて満たされた場合 1 最高気温の前 2 日間の平均が30℃以上 2 平均湿度の前 2 日間の平均が75%以上 3 当日の予想最高気温が30℃以上	10日間	細菌性食中毒

* 最高気温は松山地方気象台が測定する松山、宇和島、新居浜の平均とする。

* 平均湿度は松山地方気象台の測定する松山、宇和島の平均とする。

別表 2

発令条件	注意報の有効期間	対 象
原則として次の気象条件がすべて満たされた場合 1 最高気温が 3 日間連続して25℃以上 2 水温が20℃以上	同年 9 月 30 日	細菌性食中毒 (腸炎ビブリオ)

* 最高気温は別表 1 に同じ

* 水温は愛媛県沿岸海況情報システムによる伊予市、宇和島市の水温とする

別表 3

発令条件	注意報の有効期間	対 象
感染症発生動向調査における小児科定点医療機関からの感染性胃腸炎の報告症例数の増加係数が次の条件となった場合。ただし、上記医療機関の診察日数等による影響を考慮する。 1 増加係数が1.1以上を 2 週間連続 2 増加係数が3.0以上	発令後10週間	ノロウイルス

* 増加係数＝前週からの報告患者数の増減／小児科定点医療機関数